

札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱（平成20年3月31日市民まちづくり局理事決裁）新旧対照表

改 正 前	改 正 後	
<p>(登録の要件)</p> <p>第2条 前条に定める登録（以下「登録」という。）を行うことができる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 法令等（特定非営利活動法人促進法及び労働者協同組合法を除く。）を根拠に組織化されている団体でないこと。ただし、法令等を根拠に組織化されている団体であっても、一般社団法人及び一般財団法人並びに地域社会の発展に寄与することを主たる目的とし、地域住民組織と一体となって活動を行う<u>ような</u>団体については<u>登録対象とする</u>ことができる。</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 登録の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、札幌市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が<u>書いてあるもの</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会の場合は、前項第6号及び第7号に掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市が所轄庁である特定非営利活動法人であって、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を提出している団体については、前項第3号から第7号までに掲げる書類の提</p>	<p>(登録の要件)</p> <p>第2条 前条に定める登録（以下「登録」という。）を行うことができる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) 法令等（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び労働者協同組合法（令和2年法律第78号）を除く。）を根拠に組織化されている団体でないこと。ただし、地域社会の発展に寄与することを主たる目的とし、地域住民組織と一体となって活動を行う団体については、<u>この限りでない</u>。</p> <p>(10) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第3条 登録の申請をしようとする団体は、次の各号に掲げる書類を、札幌市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 定款、規約、会則、設立趣意書、その他団体の目的・活動方針等が<u>記載されているもの</u></p> <p>(6)～(8) 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市から住民組織助成金の交付を受けている町内会及び自治会については、前項第6号及び第7号に掲げる書類の提出は不要とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、市が所轄庁である特定非営利活動法人であって、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を提出している団体については、<u>第1項第3号から第7号までに掲げる書類</u></p>	<p>法令等の規定を整理</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p>

<p>出は不要とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その登録を抹消することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱の規定に反したとき。</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>登録決定年度の翌年度初日を起算日として、原則2年度の間、助成金交付要綱第6条第1項各号に規定する助成金交付申請がなされないとき。</u></p> <p>(9) <u>助成金交付要綱第6条第1項各号に規定する助成金交付申請を行った年度から、原則2年度の間、助成金交付申請が行われないとき。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>2 <u>ただし、前項各号の規定にかかわらず、市長が抹消を適当でないと判断した場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の規定により登録を抹消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録取消通知書（様式6）により、速やかに通知するものとする。</u></p> <p>附 則 (省略)</p>	<p>の提出は不要とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、その登録を抹消することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に反したとき。</p> <p>(5)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>登録決定の日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、交付要綱第6条に規定にする助成金の交付申請（以下「助成金交付申請」という。）を行わなかったとき。</u></p> <p>(9) <u>交付要綱第7条に規定する助成金の交付決定又は不交付決定の日の属する会計年度の翌年度から起算して2年度の間、助成金交付申請を行わなかったとき。</u></p> <p>(10) 省略</p> <p>2 前項各号の規定にかかわらず、市長が抹消を適当でないと判断した場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長は、<u>第1項の規定により登録を抹消したときは、札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録取消通知書（様式6）により、速やかに通知するものとする。</u></p> <p>附 則 (省略) <u>附 則（令和7年12月16日市民文化局長決裁）</u> <u>この要領は、令和7年12月16日から施行する。</u></p>	<p>要綱の定義</p> <p>期間の計算の規定を整理</p> <p>期間の計算の規定を整理</p> <p>文言修正</p> <p>文言修正</p> <p>附則を追加</p>
--	---	---